

災害救助法施行規則

昭和二十二年十月三十日総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第一号

一九四七年十月三十日總理府・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第一號

平成一九年三月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省令第一号

二〇〇〇年十月十一日總理府・大蔵省・厚生省・運輸省、自治省令第一號

第一條 依據災害救助法（以下簡稱法）第二十三條之二第一項或第二十六條第一項之規定，當命令保管物質、徵收物質、管理設施、使用土地、家屋或物質時之公用令狀，需交付給該物質、設施、土地或家屋之所有者。但交付所有者有困難時，依據法原將令狀交付給該物質、設施、土地或家屋之占有者即可。

2 在前項本文之情形下，所有者不是占有者時，對占有者也需要交付給公用令狀。

3 在公用令狀必需記載下列事項。

一、接受交付公用令狀者之姓名（如為法人及其他團體，則為其名稱）。

二、令其應保管之物質種類、數量、所在之場所及保管之期間（如為徵收物質之情形，則為應徵收物質之種類、數量、所在之場所及提交時期，如為管理設施之情形，則為應管理設施之名稱、種類及所在之場所，以及管理之範圍及期間，如為使用土地或家屋之情形，則為應使用之土地或家屋之種類，以及所在之場所及使用之範圍及期間，如為使用物質之情形，則為應使用之物質種類、數量、所在之場所，提交時期及使用期間）。

三、其他認為有必要之事項。

4 指定行政機關之首長（係指災害對策基本法（一九六一年法律第二二三號）第二條第三號規定所指定之行政機關之首長，而該指定行政機關如為內閣府設置法（一九九九年法律第八十九號）第四十九條第一項或第二項或國家行政組織法（一九四八年法律第一二〇號）第三條第二項之委員或於災害對策基本法第二條第三號乙所列舉之機關或同號所列舉之機關中如為合議制之情形時，以該指定行政機關為準。以下同。）若為指定地方行政機關之首長（係指同條第四號規定之指定地方行政機關之首長。以

第一條 災害救助法（以下法という。）第二十三條之二第一項 又は第二十六條第一項 の規定により物資の保管を命じ、物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書は、当該の物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対してこれを交付しなければならない。但し、所有者に交付することが困難な場合においては、権原に基いてその物資、施設、土地又は家屋を占有する者に対してこれを交付することを以て足りる。

2 前項本文の場合において、所有者が占有者でないときは、占有者に対しても公用令書を交付しなければならない。

3 公用令書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名（法人その他の団体については、その名称）

二 保管させるべき物資の種類、数量、所在の場所及び保管の期間（物資を収用する場合には、収用すべき物資の種類、数量、所在の場所及び引渡時期、施設を管理する場合には、管理すべき施設の名称、種類及び所在の場所並びに管理の範囲及び期間、土地又は家屋を使用する場合には、使用すべき土地又は家屋の種類及び所在の場所並びに使用の範囲及び期間、物資を使用する場合には、使用すべき物資の種類、数量、所在の場所、引渡時期及び使用の期間）

三 その他必要と認める事項

4 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号 に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四

| | |
|---|---|
| <p>下同)或都道府縣知事在交付公用令狀之後，變更在前項各號所列舉之事項時，應立即交付公用變更令狀不得延遲。</p> <p>5 指定行政機關之首長或指定地方行政機關之首長或都道府縣知事，在交付公用令狀後，對保管、徵收、管理或使用不需要做有關之處理時，應立即交付公用取消令狀不得延遲。</p> | <p>十九條第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三條第二項 の委員会若しくは災害対策基本法第二條第三号 ロに掲げる機関又は同号 ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関とする。以下同じ。）若しくは指定地方行政機関の長（同條第四号 に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）又は都道府縣知事が、公用令書を交付した後前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく公用変更令書を交付しなければならない。</p> <p>5 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府縣知事が、公用令書を交付した後保管、収用、管理又は使用に関する処分を必要としなくなつたときは、遅滞なく公用取消令書を交付しなければならない。</p> |
| <p>第二條 應徵收或使用之物質，需在公用令狀記載之提交時期在其所在之場所，提交經執行徵收或使用之指定行政機關之首長或指定地方行政機關之首長或都道府縣知事。</p> <p>2 指定行政機關之首長或指定地方行政機關之首長或都道府縣知事，應令該官吏或官員接受應徵用或使用之應提交之物質。</p> <p>3 當該官吏或官員接受提交時，應製作收據交付給完成提交之所有者或占有者。</p> <p>4 該官吏或官員依據前項之規定將收據交付給占有者時，應毫不遲延的將謄本交付給所有者。</p> | <p>第二條 収用又は使用すべき物資は、公用令書に記載した引渡時期にその所在の場所において、収用又は使用の処分をなす指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府縣知事にこれを引渡さなければならない。</p> <p>2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府縣知事は、当該職員に、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けさせるものとする。</p> <p>3 当該職員が引渡しを受けたときは、受領調書を作り、引渡しをなした所有者又は占有者にこれを交付しなければならない。</p> <p>4 当該職員が前項の規定により受領調書を占有者に交付した場合においては、遅滞なく所有者にその謄本を交付しなければならない。</p> |
| <p>第三條 欲依據法第二十三條之二第三項（含依據法第二十六條第二項之規定得準用之情形）之規定請求補償損失者，如為保管、管理或使用之情形是保管、管理或使用之期滿後，在徵收之情形是在徵收之後三個月以內，應將記載請求補償之事由、補償請求金額及其他認為有必要事項之損失補償請求書，向執行該項處理之指定行政機關之首長或指定地方行政機關之首長或都道府縣知事提出。但是在保管、管理或使用之情形時，在保管、管理或使用期</p> | <p>第三條 法第二十三條之二第三項（法第二十六條第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定による損失の補償を請求しようとする者は、保管、管理又は使用の場合においては保管、管理又は使用の期間満了の後において、収用の場合においては収用の後三箇月以内において、補償請求の事由、補償請求額その他必要と認める事項を記載した損失補償請求書を、当該処分をなした指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都</p> |

| | |
|--|--|
| <p>間毎經過一個月，就其經過期間之部分得立即提出損失補償請求書。</p> <p>2 損失補償請求書需附加損失補償金額計算明細書。如接到收據時，需附加其抄本。</p> | <p>道府県知事に提出しなければならない。但し、保管、管理又は使用の場合においては、保管、管理又は使用の期間一箇月を經過する毎にその経過した期間の分について直ちに損失補償請求書を提出することができる。</p> <p>2 損失補償請求書には、損失補償額算出明細書を添附しなければならない。受領調書の交付を受けた場合であるときは、なおその写を添附しなければならない。</p> |
| <p>第四條 依據法第二十四條第一項或第二項之規定使其從事時之公用令狀，應記載下列事項。</p> <p>一、接受命令者之姓名、職業、出生日期及居住之場所（如為法人及其他團體，則需其名稱、事業之種類及主要事務所之所在地）。</p> <p>二、應從事之業務。</p> <p>三、應從事之場所及期間。</p> <p>四、應報到之日期時間及場所（如有法人及其他團體，則為應從事之內容計畫）。</p> <p>五、其他認為有必要之事項。</p> <p>2 接到交付之公用令狀者因不得已之事故而無法從事救助時，應立即將其事由向發出從事命令之都道府縣知事、地方運輸局長（含海運監理部長。以下同）提出申報。</p> <p>3 接到依據前項規定提出之申報時，都道府縣知事、地方運輸局長認為使其從事救助是不適當時，得取消第一項之命令。此時，應發出公用取消令狀交付給此人。</p> | <p>第四條 法第二十四條第一項 又は第二項 の規定により從事させる場合の公用令書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 命令を受ける者の氏名、職業、出生の年月日及び居住の場所（法人その他の団体についてはその名称、事業の種類及び主なる事務所の所在地）</p> <p>二 従事すべき業務</p> <p>三 従事すべき場所及び期間</p> <p>四 出頭すべき日時及び場所（法人その他の団体については従事すべき業務の内容計画）</p> <p>五 その他必要と認める事項</p> <p>2 公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により救助の実施に従事することができない場合には、直ちに事由を付して従事命令を発した都道府県知事、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十八号、第八十六号及び第八十七号並びに第八十六号の事務に係る同条第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○3 前項の規定による届け出があつた場合において、都道府県知事、地方運輸局長が救助の実施に従事させることを適当でないとするときは、第一項の命令を取り消すことができる。この場合においては、公用取消令書を発し、その者にこれを交付しなければならない。</p> |
| <p>第五條 依據法第二十四條第五項之規定，欲接受實支補償者，需將記載實支補償請求之事實、實支補償請求金額及其他認為必要事項之實支補償書向發</p> | <p>第五條 法第二十四條第五項 の規定による実費弁償を受けようとする者は、実費弁償請求の事実、実費弁償請求額その他必要と認める事項を記載した</p> |

| | |
|---|--|
| <p>出從事命令之都道府縣知事或依據法第二十四條第二項之規定要求的都道府縣知事（此種情形下，需經由發出從事命令之地方運輸局長）提出。</p> | <p>実費弁償請求書を從事命令を發した都道府県知事又は法第二十四条第二項の規定による要求をなした都道府県知事（この場合においては、從事命令を發した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。</p> |
| <p>第六條 依據法第二十九條之規定欲接受補助金者，需將補助金支給申請書向發出從事命令或協助命令之都道府縣知事或依據法第二十四條第二項之規定發出要求之都道府縣知事（在此情形是需經由發出從事命令之地方運輸局長）提出。</p> <p>2 在補助金支給申請書，需按下列之區別附上所需資料。</p> <p>一、療養補助金支給申請書則需附上醫師之診斷書及有關療養之請求書帳單或收據。</p> <p>二、障礙補助金支給申請書需附上詳細記載身體障礙之程度以及自開始療養以來之經過之醫師開具之診斷書。</p> <p>三、遺族補助金或葬祭補助金之支給申請書是需附上醫師之死亡證明書及證明與死者關係之資料。</p> | <p>第六條 法第二十九条の規定による扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書を從事命令若しくは協力命令を發した都道府県知事又は法第二十四条第二項の規定による要求をなした都道府県知事（この場合においては、從事命令を發した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。</p> <p>2 扶助金支給申請書には、左の區別に従い、所要書類を添附しなければならない。</p> <p>一 療養扶助金支給申請書については医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書</p> <p>二 障害扶助金支給申請書については身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書</p> <p>三 遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給申請書については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類</p> |
| <p>附則</p> <p>1 此命令自公布之日開始施行。</p> <p>2 將罹災救助基金法施行手續、北海道罹災救助基金法施行手續及一九〇五年大藏省令第三十八號予以廢止。</p> | <p>附 則</p> <p>1 この命令は、公布の日から、これを施行する。</p> <p>2 罹災救助基金法施行手續、北海道罹災救助基金法施行手續及び明治三十八年大藏省令第三十八号は、これを廢止する。</p> |
| | <p>附 則 （昭和三七年七月九日總理府・大藏省・厚生省・運輸省・自治省令第一号）</p> <p>この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百九号）の施行の日から施行する。</p> |
| | <p>附 則 （昭和五六年三月三〇日總理府・大藏省・厚生省・運輸省・自治省令第一号）</p> <p>この命令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。</p> |
| | <p>附 則 （昭和五九年六月二二日總理府・大藏省・厚生省・運輸省・自治省令第一号）</p> |

| | |
|---|---|
| | この命令は、昭和五十九年七月一日から施行する。 |
| 附則二〇〇〇年十月十一日總理府、大藏省、厚生省、運輸省、自治省令第一號 此令自二〇〇一年一月六日起施行。 | 附 則 （平成一二年一〇月一日總理府・大藏省・厚生省・運輸省・自治省令第一号） この命令は、平成十三年一月六日から施行する。 |
| | 附 則 （平成一四年六月二八日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省令第一号） この命令は、平成十四年七月一日から施行する。 |
| | 附 則 （平成一九年三月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省令第一号） この命令は、平成十九年四月一日から施行する。 |